

入札心得（郵便入札）

北九州市が行う都市公園内に設置する自動販売機設置事業者募集に関する郵便入札に関しては、この心得によって執行します。

入札参加者は事前によく読み、間違いのないようにしてください。

1 入札執行についての募集要項等の配布

募集要項等の配布については、公園管理課ホームページで行います。

入札に先立ち、募集要項等をよく読んだ上で参加してください。

なお、入札者は事前に参加申込を行う必要があります。

2 入札の準備

(1) 見積にあたっては、現場の状況、電気の接続手段等をよく検討、確認してください。

(2) 仕様書等に疑義があるときは、関係職員に説明を求めてください。

3 入札書の記入

(1) 入札書及び入札一覧表は、所定の様式を使用してください。（公園管理課ホームページにてダウンロードできます。）

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額（月額）とします。

(3) 郵便入札の入札者は、代表者本人によるものとし、代理人による入札は無効とします。

(4) 入札書には、社印及び代表者印を鮮明に押印してください。

(5) 入札書及び入札一覧表は両面印刷又は割り印にて一体のものとして提出してください。

4 郵便入札の方法

(1) 郵便入札に参加する場合は、募集要項に記載された開札日（以下「開札日」という）の前開庁日までに公園管理課に到着するよう、必ず「一般書留郵便」もしくは「簡易書留郵便」にて入札書を郵送してください。開札日の前開庁日までに入札書が届かない場合、または指定された方法以外で入札書を郵送した場合、理由のいかんを問わず入札が無効となりますのでご注意ください。また、郵便局で手続きの際渡される「書留の受領証」は、開札が終わるまで保管してください。

(2) 一度提出された入札書の撤回、書換え又は引換えをすることはできません。

(3) 郵便入札に係る費用については、すべて入札参加者の負担とします。

5 入札の辞退

入札を希望しない場合、又は辞退したい場合は、開札日の前日までに連絡してください。

6 入札の中止等

入札者が協定して入札したと認められるとき又は入札に際し不正があると認められるときは、入札の中止、延期又は取消をします。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する場合の入札は、無効となりますので注意してください。

- (1) 入札書等が開札日の前開庁日を経過したのちに郵便で到達したもの、または提出受付期間を過ぎて持参したもの
- (2) 指定された方法以外で送付されたもの
- (3) 封筒に社名が記載されていないもの、または誤った記載がなされたもの
- (4) 入札書及び入札一覧表が両面印刷又は割り印によって一体となっているものでないもの
- (5) 入札書または入札一覧表が入っていないもの
- (7) 所定の入札書によらない入札をしたとき、若しくは入札書の記載事項について判読できないもの
- (8) 前各号のほか、指示事項に違反したとき

8 郵便入札に参加できない場合

次の各号の一に該当する場合は入札に参加することができません。

- (1) 指定された日時までに入札参加申込書を提出しなかったとき。
- (2) 入札参加申込の結果、応募資格要件を満たさない者と判断されたとき

9 開札及び立会い

- (1) 開札は募集要項で示す日時及び場所において行うものとし、当該入札事務に關係のない職員を立会わせて行います。
- (2) 立会いの職員は、開札結果の確認、くじ引きの手続き等を行います。

10 落札の決定及びくじ

- (1) 最低入札額以上で、最高の支援金をもって有効な入札をした者を落札者とします。
- (2) 2人以上が同一落札金額で入札した場合は、くじにより落札者を決定します。
- (3) くじ引きは、「郵便入札におけるくじ引きの手順等について」により行います。
あらかじめ入札書に記載した「くじ番号」を基に、別に定めるくじの方法により、順位及び落札者を決定します。このため、入札書には必ず「くじ番号」（任意の3桁の数字）を記入してください。

11 自販機が隣接している場合の取り扱いについて

自販機設置場所の一覧の中で、自販機を隣接して設置するよう指定している場合、落札できるのは、1者1台とします。隣接して設置する自販機は、「●●公園××駐車場A、●●公園××駐車場B」のように、場所名にアルファベットを付けています。

このようなケースについては、まずAの自販機について落札者を決定し、その落札者についてはB以降の設置場所については0円で入札したものと見なします。次に、Bの自販機について落札者を決定します。C以降があれば、以下同様に選定します。

1.2 異議の申立て

入札をした者は、入札後、この心得、募集要項等、その他入札ごとにあらかじめ示した諸条件等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません